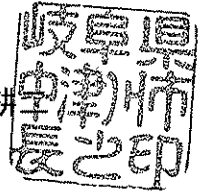




中建第 7号
平成19年5月7日

国土交通省道路局長 様

中津川市長 大山 耕



道路整備の中期的な計画に関する意見書

道路は地域の経済活動を促進し、豊かで安心・安全な市民生活を実現しつつ、地域を活性化するための基礎的な社会資本です。

しかし、現状において、道路整備はある程度進んだかに考えられる向きもありますが、公共交通機関の発達した大都市と比べ、車に頼らざるを得ない地方にとって、その格差がさらに広がることを危惧しております。

中期計画において「地方の視点」が盛り込まれたことは、「真に必要な道路」を計画的に進めるための重要なポイントであると考えます。

将来にわたり効率的に道路整備を推進していくため、地方の実情に即した国・県・市における道路整備が必要であり、そのためには、安定的な道路整備の財源の確保が必要です。

中期的な計画を策定されるに当たっては地方の実情を勘案し、重点的な道路特定財源の活用を、下記の項目について配慮されるようお願いいたします。

記

1. 骨格となる道路の連結性を確保するため改善箇所の早期整備
2. 国道における歩道未整備区間の早期整備
3. 高速道路料金の値下げ、特にトンネル特別料金の値下げ
4. 高度に利用可能な高速道路実現のため、インターチェンジから一定距離以上離れたサービスエリアでのスマートインターチェンジ設置
5. 災害時及び雨量規制等による通行止め区間の迂回路の整備
6. 地域の骨格を形成している一般有料道路の早期無料化
7. 完成予定年次及び整備優先順位の明確化